

化学物質情報の共有スキームについて (含有情報関係一論点)

平成25年5月
事務局

1. 目的

- 国内における化学物質情報共有のための標準的スキームを構築する目的は、我が国製造業のサプライチェーンにおける迅速かつ効率的な化学物質情報共有を実現し、結果として、内外の消費者・環境保護に資するためであるということか。
- アジア標準の構築を中期的に目指すことを前提に、まずは、国内におけるスキームの共通化を進めつつ、アジア諸国との調整方法等を並行して検討してはどうか。

2. 当面の作業方針

今後、詳細な制度設計を検討するに当たっては、次の事項に留意する必要があるのではないか。

- JAMP及び旧JGPSSIスキームを発展的に統合・再構築し、データ形式、データ構造、品番といった共通基盤の上に、各業界・製品のビジネスニーズ、特性を踏まえ対象物質の範囲が異なる数パターンの方式（最低限の数）を用意することを基本としてはどうか（※）。
- その際、IEC62474との整合性を確保し、IPC等の国際的動向に十分な注意を払う必要があるのではないか。
※注 川上から川下へ化学物質情報伝達が自立的に行われることが望ましいが、川下からの要求がありうることを前提とした制度設計とする。
- また、各社が既に構築した情報システムからの移行ができるだけ円滑に進むように配慮する必要があるのではないか。

○なお、規制の有無にかかわらず全ての物質情報を求めるフルデクラレーションについては、化学産業の営業秘密、さらには競争力との関係で慎重な検討が必要ではないか。

3. 川上－川中－川下企業が想定される役割

【川上、川中】

○川上、川中企業は、合理的な努力によって知り得た情報（意図的添加等）を正確に伝達することを原則としてはどうか。なお、最終製品における法遵守自体を川中企業に保証させるものではないという理解でよいか。

○川上、川中企業における2.（1）のパターンの選択に当たっては、川下企業のコンプライアンス方針を踏まえることが望ましい。

○なお、川上・川中企業にとっては、川下企業の最終製品における用途、使用目的等を把握することは困難である場合が多いことを踏まえるものとする。

○伝達情報の信頼性を向上させるため、川下企業のニーズが高いRoHS対象物質など内外の法令において含有が禁止されている物質については、伝達元において、含有又は非含有を明確に記載することとしてはどうか。なお、伝達元における分析を要求するものではない。

【川下】

川下企業は、特別な事情がない限り、新標準方式と異なる独自の要求を抑制することが期待される。

4. 今後の進め方

○当WGにおいては、内外の化学物質規制に対応するためにまず必要となる、含有情報に関する情報共有スキームの標準化を検討。その後、その検討状況を踏まえつつ、リスク情報に関する情報共有スキームの構築について検討することとしてはどうか（必要に応じて委員構成を見直し）。